

令和6年度 学校法人北海道星槎学園・星槎道都大学 ガバナンス・コードの実施状況点検結果

点検基準日：令和7年3月1日

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。

また、私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与するとともに、地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

学校法人北海道星槎学園 星槎道都大学（以下、「本学」という。）は、建学の精神に基づき、今後も私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、本ガバナンス・コードに基づき、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。

また、中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、本学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

1-1 建学の精神

(1) 建学の精神・理念

項 目	変更の必要性
「社会に必要とされることを創造し、常に新たな道を切り開き、それを成し遂げる。」 本学は、先行きの予測が困難な複雑で変化の激しい現代社会に必要とされることを創造するとともに、社会の持続的発展を実現するため学術研究を通じて常に新しい道を切り開き、すべての人々が共生しえる社会の実現に貢献します。また、星槎の三つの約束「人を認める・人を排除しない・仲間を作る」のもと、共生社会の実現に資する「共感理解教育」を実践します。	無

(2) 建学の精神・理念に基づく人材像

項 目	変更の必要性
「必要とする人々のために新たな道を創造し、人々が共生しえる社会の実現をめざし、それを成し遂げる。」 本学は、必要とする人々のために新たな道を創造し、人々が共生しえる社会の実現をめざし、それを成し遂げることでできる豊かな教養と専門知識および技術を身につけた課題探究能力および創造力に富んだ有為な人材を育成します。	無

1-2 教育と研究の目的（星槎道都大学の使命）

(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等

① 大学の教育目的及び研究目的

項 目	変更の必要性
本学は建学の精神と教育の理念に基づき、広い分野の総合的な知識と深く専門の理論および応用を教授研究し、豊かな教養と専門知識および技術を身につけた課題探究能力および創造力に富んだ有為な人材を育成することを目的とし、もって文化の創造発展と共生社会の実現に貢献することを使命とする。	無

② 社会福祉学部社会福祉学科の教育目的及び研究目的

項 目	変更の必要性
少子高齢化、グローバル化、第4次産業革命による産業構造の変化、そして価値観の多様化が急速に進み、先行きの予測が困難な複雑で変化の激しい現代社会において、共生社会の実現に資する幅広い豊かな教養と社会福祉学の素養に裏づけられた柔軟な思考、総合的的確な判断とそれにもとづく迅速な行動ができる論理的な分析力に裏づけられた人間の尊厳と社会的正義を尊重する倫理観のある人材を養成する。 さらに、地域社会とのつながりを重視し、広く生涯学習の拠点として、社会福祉に関連した分野等についての知識を還元する役割を果たすと同時に、研究機関として、関連業界、地域および社会が直面する福祉的課題の発見とその解決に取り組み、教育と研究を通じて共生社会の実現に貢献することを使命とする。	無
理 由	令和6年4月1日施行の学則において、学科における学士課程の学位授与の観点から内容を変更している。また、一学部一学科の構成を鑑み、学部・学科の教育目的及び研究目的に変更する学則変更を実施している。

③ 美術学部デザイン学科の教育目的及び研究目的

項 目		変更の必要性
少子高齢化、グローバル化、第4次産業革命による産業構造の変化、そして価値観の多様化が急速に進み、先行きの予測が困難な複雑で変化の激しい現代社会において、共生社会の実現に資する幅広い豊かな教養とデザイン学の素養に裏づけられた柔軟な思考、総合的的確な判断とそれにもとづく迅速な行動ができる論理的な分析力に裏づけられた感受性豊かで想像力、表現力や創造力のある人材を養成する。 さらに、地域社会とのつながりを重視し、広く生涯学習の拠点として、デザインに関連した分野等についての知識を還元する役割を果たすとともに、研究機関として、関連業界、地域および社会が直面するデザインの課題の発見とその解決に取り組み、教育と研究を通じて共生社会の実現に貢献することを使命とする。		無
理 由	令和6年4月1日施行の学則において、学科における学士課程の学位授与の観点から内容を変更している。また、一学部二学科の構成を鑑み、学科の教育目的及び研究目的に変更する学則変更を実施している。	

③-2 美術学部建築学科の教育目的及び研究目的

項 目		変更の必要性
少子高齢化、グローバル化、第4次産業革命による産業構造の変化、そして価値観の多様化が急速に進み、先行きの予測が困難な複雑で変化の激しい現代社会において、共生社会の実現に資する幅広い豊かな教養と建築学の素養に裏づけられた柔軟な思考、総合的的確な判断とそれにもとづく迅速な行動ができる論理的な分析力に裏づけられた感受性豊かで想像力、表現力や創造力のある人材を養成する。 さらに、地域社会とのつながりを重視し、広く生涯学習の拠点として、建築に関連した分野等についての知識を還元する役割を果たすとともに、研究機関として、関連業界、地域および社会が直面する建築的課題の発見とその解決に取り組み、教育と研究を通じて共生社会の実現に貢献することを使命とする。		無
理 由	令和6年4月1日施行の学則において、学科における学士課程の学位授与の観点から内容を変更している。また、一学部二学科の構成を鑑み、学科の教育目的及び研究目的に変更する学則変更を実施している。	

④ 経営学部経営学科の教育目的及び研究目的

項 目		変更の必要性
少子高齢化、グローバル化、第4次産業革命による産業構造の変化、そして価値観の多様化が急速に進み、先行きの予測が困難な複雑で変化の激しい現代社会において、共生社会の実現に資する幅広い豊かな教養と経営学の素養に裏づけられた柔軟な思考、総合的的確な判断とそれにもとづく迅速な行動ができる論理的な分析力に裏づけられた実務処理能力のある人材を養成する。 さらに、地域社会とのつながりを重視し、広く生涯学習の拠点として、経営(マネジメント)に関連した分野等についての知識を還元する役割を果たすとともに、研究機関として、関連業界、地域および社会が直面する経営(マネジメント)的課題の発見とその解決に取り組み、教育と研究を通じて共生社会の実現に貢献することを使命とする。		無
理 由	令和6年4月1日施行の学則において、学科における学士課程の学位授与の観点から内容を変更している。また、一学部一学科の構成を鑑み、学部・学科の教育目的及び研究目的に変更する学則変更を実施している。	

(2) 中期的（原則として5年以上）な計画の策定と実現に必要な取組みについて

項 目	遵守状況	
① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。	○	私立学校法に基づき寄附行為第33条第2項に規定し遵守している。また、今後の5年間を見据えた運営の指針としての新たな「中期計画」(2025年4月1日から2030年3月31日まで)の策定にあたり、中期計画の策定方針を定め、「星槎道都大学ビジョン 2040—私たちがVUCA時代を生き抜くための15年ビジョン—」及びすべての教職員が関わり策定した「星槎道都大学グランドデザイン 2040 (答申)」に基づき中期計画を策定し、本年3月26日開催の理事会へ提案することとしている。
② 中期的な計画の進捗状況、財務状況については、	○	中期的な計画の進捗状況、財務状況とも

本学園の経営企画会議で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。		に理事会や経営企画会議にて議論し、いずれも大学 HP において公表している。 [令和 5 年度事業報告書] https://www.seisadohto.ac.jp/20026/pdf/R5BusinessResultsReport.pdf [令和 5 年度決算の概要] https://www.seisadohto.ac.jp/20026/pdf/zaimu2024_002.pdf
③ 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めています。	○	私立大学協会及び学外機関等の研修会や提供情報等を活用し、財政、経営能力の向上に努めている。
④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。	○	教職員合同の学内 SD 研修会や学外機関等による研修会を通して知識・能力の向上に努め、事務職員の役割を高めている。
⑤ 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。	○	経営企画会議に全学部長が構成員として参加しているほか、原則週 1 回開催の情報共有会議では、教員は学科長・センター所長以上、事務職員は課長以上が構成員となり、経営や教学の情報を共有して、取り組みを推進している。また、すべての教職員が関わり策定した「星槎道都大学グランドデザイン 2040（答申）」を 2023 年 12 月に理事長に提出している。
⑥ 中期的な計画に盛り込む内容例 ア 建学の精神・理念に基づき育成する具体的な人材像とこれを実現する教育目標 イ 教育改革の具体策と実現見通し ウ 経営・ガバナンス強化策 エ 法人・教学部門双方の積極的な情報公開 オ 財政基盤の安定化策 カ 設置校の入学定員確保策 キ 設置校の教育環境整備計画 ク グローバル化、ICT 化策 ケ 計画実現のための PDCA 体制	○	全ての項目を中期計画に盛り込み実現に向けて取り組んでいる。また、2025 年度からの中期計画案においても、同様の内容を盛り込んでいる。

(3) 私立大学の社会的責任等

項 目	遵守状況	
① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。	○	経営改善計画を策定し、運営基盤の強化や教育の質の向上に取り組むとともに、経営の透明性の確保をするため HP において公表している。また、2025 年度からの経営改善計画案の策定に取り組んでいる。
② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。	○	中期計画に内容を盛り込み経営を進めている。2025 年度からの中期計画案においても、同様の内容を盛り込んでいる。
③ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。	○	一般事業主行動計画を策定し、実現に向けて行動している。また、2025 年度からの中期計画案においても、同様の内容を盛り込んでいる。

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。学校法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

2-1 理事会

（1）理事会の役割

項 目	遵守状況	
① 意思決定の議決機関としての役割 ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。	○	寄附行為第17条第2項に定めて、規定を遵守している。定例では、年2回の開催、その他必要に応じて随時開催し、学校法人経営に対して責任を持った意思決定がなされている。
② 理事会の議決事項の明確化等 ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。 イ 理事会において議決された事項は、決議録に記録し、保管します。 ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。	○	理事会の議決事項は、寄附行為第18条及び第48条の定めに基づき、理事会業務委任規則第2条に明示されている。決議録の記録・保管は寄附行為第19条に明確化され、適切に実施されている。また、理事の業務役割を明確化しており、適切に報告がなされている。
③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督 ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。 イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。	○	私立学校法に基づく寄附行為第16条の監事の職務の執行により、適切に監督がなされている。また、私立学校法の改正に伴う内部統制システムの構築に向け、その方針や関係規程の整備を行うため、本年3月26日開催の理事会へ提案することとしている。
④ 学長への権限委任 ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任しています。 イ 学長が必要に応じて副学長及び学長補佐を置き、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。 ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。	○	理事の役割分担を理事会で決定しており、学長理事には大学運営の統督が委任されている。 また、学長補佐の任用に関する規程第4条に基づき、学長の推薦により3名の学長補佐が現在就任している。 その他教職員については、職制及び分掌規程により、各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲が示されている。
⑤ 実効性のある開催 ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。 イ 審議に必要な時間は十分に確保します。	○	令和6年度より理事会の年間計画が策定され、理事会決定がなされている。 なお、審議事項については、寄附行為第17条第4項に基づき、7日前には議案資料を全理事に発送している。 審議時間については、各理事会において十分な審議時間が確保されている。
⑥ 役員（理事・監事）は、(ア)その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、(イ)その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。	○	役員は、私立学校法に基づき、その責任を負っている。
⑦ 役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。	○	役員は、私立学校法に基づき、その責任を負っている。
⑧ 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。	○	寄附行為第49条において規定している。
⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する	○	寄附行為第17条第13項において規

理事は、議決に加わるできません。	定している。
------------------	--------

2-2 理事

(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

項 目	遵守状況	
① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。	○	寄附行為第11条において規定している。
② 理事長を補佐する理事として、副理事長又は常務理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。	○	寄附行為第12条及び第13条において規定している。理事長の代理権限については、寄附行為第15条において規定している。
③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。	○	理事長の解任については、寄附行為第5条第2項に、副理事長・常務理事の解任については、寄附行為第5条第3項・第4項に規定されている。また、役員の解任については、寄附行為第10条に規定されている。
④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。	○	法令及び寄附行為を遵守し、適正に職務を行っている。
⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。	○	私立学校法に基づきその責任を負っている。
⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。	○	私立学校法に基づきその責任を負っている。
⑦ 学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。	○	寄附行為第17条第13項において規定している。また、私立学校法に基づきその責任を負っている。

(2) 学内理事の役割

項 目	遵守状況	
① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。	○	寄附行為第11条において規定している。
② 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。	○	理事の役割分担を理事会で決定し、学内理事は適切な業務執行をしている。
③ 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。	○	理事の役割分担を理事会で決定し、学内理事は適切な業務執行をしている。

(3) 外部理事の役割

項 目	遵守状況	
① 複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。	○	9名の理事のうち5名の学外理事を選任している。
② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。	○	外部理事は、学識経験者（民間会社代表取締役、高等学校・中学校の管理職又は経験者等）であり、それぞれの視点から有益な意見が述べられている。
③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。	○	経営企画会議の報告・審議事項について都度資料を提供しており、理事会の会議資料については寄附行為に基づき開催7日前に発している。また、理事会にて要求があった資料についても適宜提供している。

(4) 理事への研修機会の提供と充実

項 目	遵守状況
-----	------

① 全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。	○	本学に関連する各種法令等の変更や私学を取り巻く諸情勢に関する情報等の提供やそれに基づく意見交換を行い、充実に努めている。
---	---	--

2-3 監事

（１）監事の責務（役割・職務範囲）について

項 目	遵守状況	
① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。	○	寄附行為第50条にて規定している。
② 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監事監査基準・同規則等に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。	○	理事会・評議員会へ全て出席している。
③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。	○	年3回監事監査を実施している。
④ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。	○	寄附行為第16条第1項第5号及び第6号にて規定している。
⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。	○	寄附行為第16条第3項にて規定している。

（２）監事の選任

項 目	遵守状況	
① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。	○	寄附行為第7条にて規定している。
② 監事は2名置くこととします。	○	寄附行為第5条第1項第2号にて規定している。
③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。	○	理事会にて審議し十分考慮している。

（３）監事監査基準

項 目	遵守状況	
① 監査機能の強化のため、学校法人北海道星槎学園監事監査基準を作成します。	○	基準を作成し運用している。
② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。	○	監査計画を定め、関係者に通知している。
③ 監事は、学校法人北海道星槎学園監事監査基準に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。	○	監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告している。また、資料を大学ホームページに掲載している。 https://www.seisadohto.ac.jp/20026/pdf/zaimu2024_001.pdf

（４）監事業務を支援するための体制整備

項 目	遵守状況	
① 監事、公認会計士（及び内部監査者の三者）による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実に図ります。	○	監事監査時に監査法人による会計士監査報告を行い、十分な意見交換を行っている。
② 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。	○	文部科学省、その他公益法人主催の研修会について案内し、充実に努めている。
③ 学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。	○	寄附行為に基づき開催7日前に事前に資料を送付し、議案説明を行っている。
④ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。	○	職制及び分掌規程により、監事の業務を支援する担当課を決めている。

(5) 常勤監事の設置

項 目	遵守状況
監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事をできるだけ早期に設置するよう努めます。	○ 常勤監事をできるだけ早期に設置できるよう経営改善に努めている。

2-4 評議員会

項 目	遵守状況
(1) 諮問機関としての役割 次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができません。 ① 予算及び事業計画 ② 事業に関する中期的な計画 ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分事業計画 ④ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準 ⑤ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄 ⑥ 寄附行為の変更 ⑦ 合併 ⑧ 目的たる事業の成功の不能による解散 ⑨ 寄附金品の募集に関する事項 ⑩ その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの予算、事業計画に関する事項	○ 寄附行為第22条及び第20条第12項にて規定している。
(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。	○ 議長が議事運営に関して工夫するとともに、十分な議論の時間を確保できるよう7日前までに各評議員に議案説明を添えて資料を送付している。
(3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。	○ 寄附行為第23条に規定している。
(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。	○ 寄附行為第7条に規定している。

2-5 評議員

(1) 評議員の選任

項 目	遵守状況
① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。	○ 寄附行為第5条及び第24条において、理事は8人以上10人以内、評議員は17人以上21人以内と規定している。現在、理事9人に対し、評議員19人を選任しており、十分な人数が配置されている。
② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。 ア 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 イ 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ウ 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者	○ 寄附行為第24条第1項において、第1号「大学長」、第2号「この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選出した者2又は3人」、第3号「この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25歳以上の者のうちから、理事会において選任した者3人」、第4号「学識経験者のうちから、理事会において選任した者11人以上14人以内と規定している。現在、ア・4人、イ・3人、ウ・

		12人を選任している。
③ 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。	○	寄附行為の定めに基づき、適切に広範かつ有益な意見具申ができる有識者を配置している。
④ 評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任する扱いとしています。	○	寄附行為第24条に規定している。

(2) 評議員への研修機会の提供と充実

項 目	遵守状況	
① 学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。	○	寄附行為に基づき開催7日前に事前に資料を送付し、議案説明を行っている。
② 学校法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。	○	学内評議員には、本学に関連する各種法令等の変更や私学を取り巻く情勢に関する情報等の提供がなされている。外部評議員には、研修会機会の提供に努める。

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

学長の任免は、学校法人北海道星槎学園が設置する大学長の任用に関する規程に基づき、「理事会において選考し、理事長がこれを任命する」とあり、学校法人北海道星槎学園職制及び分掌規程において、「学長は、大学の執行責任者として学務を統括する。」としています。

私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する。」とありますが、理事会は、理事会の権限の一部を学長に委任しています。理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、学長補佐、学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。

3-1 学長

（1）学長の責務（役割・職務範囲）

項 目	遵守状況	
① 学長は、学則第1条に掲げる「本学は建学の精神と教育の理念に基づき、広い分野の総合的な知識と深く専門の理論および応用を教授研究し、豊かな教養と専門知識および技術を身につけた課題探究能力および創造力に富んだ有為な人材を育成することを目的とし、もって文化の創造発展と共生社会の実現に貢献することを使命とする。」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。	○	職制及び分掌規程並びに理事会で決定した理事の役割分担により、適切に業務執行している。
② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。	○	職制及び分掌規程並びに理事会で決定した理事の役割分担により、適切に業務執行している。
③ 所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。	○	情報共有会議により、これらの情報共有が図られ、一般教職員には学科会議や事務局所属長会議を通して周知している。

（2）学長補佐体制（副学長・学長補佐・学部長の役割）

項 目	遵守状況	
① 大学に副学長を置くことができるようにしており、学校法人北海道星槎学園職制及び分掌規程において「副学長は、学長を補佐し、学長に事故あるときはその職務を代理する。」としています。その職務については別に定めています。	○	職制及び分掌規程に基づき副学長を配置し、職務を遂行している。
② 大学に学長補佐を置くことができるようにしており、学校法人北海道星槎学園職制及び分掌規程において「学長補佐は、学長の命ずる特命事項を担当し、学長を補佐する。」としています。その職務については別に定めています。	○	職制及び分掌規程に基づき学長補佐を配置し、職務を遂行している。
③ 学部長の役割については、学校法人北海道星槎学園職制及び分掌規程において「学部長は、学長の指示に従い学部の学務を統括する。」としています。	○	職制及び分掌規程に基づき学部長を配置し、職務を遂行している。

3-2 教授会

（1）教授会の役割（学長と教授会の関係）

項 目	遵守状況	
① 大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については星槎道都大学教授会規程に定めています。 ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。	○	教授会規程第4条及び第11条に審議事項が定められており、遵守されている。

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。

4-1 学生に対して

（1）学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。

項 目	遵守状況	
① 大学及び学部ごとの3つの方針（ポリシー） ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）	○	3つの方針（ポリシー）が明確に定められ、大学ホームページ、学生便覧や学生募集要項などにおいて公表されている。
② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。	○	自己点検・評価や学修成果等の点検を実施しており、教育の高度化、学修環境・内容等整備・充実に取り組んでいる。また、その報告書や点検結果を大学ホームページに公表している。 [自己点検・評価報告書] https://www.seisadohto.ac.jp/20026/pdf/2023Self-assessmentReport.pdf
③ ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。	○	ハラスメントの防止に関する規程や相談窓口に関する内規等を整備しており、同規程等に基づき、迅速かつ適切な対応を行っている。

4-2 教職員等に対して

（1）教職協働

項 目	遵守状況	
実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCAサイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。	○	内部質保証に関する方針に基づき経営企画会議や教学マネジメント会議にて、中期的な計画をPDCAサイクルにより定期的に点検し、教職協働体制を構築している。

（2）ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。

項 目	遵守状況	
① ボード・ディベロップメント：BD ア 常任（勤）理事は、寄附行為等関連規定並びに事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務に係るPDCAを毎年度明示します。 イ 監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。	○	アについては、事業報告書により毎年実施している。また、イについては監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告している。
② ファカルティ・ディベロップメント：FD ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係るPDCAを毎年度明示します。 イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。	○	FD推進委員会の取組みとして、毎年実施している。
③ スタッフ・ディベロップメント：SD ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の	○	SD推進委員会の取組みとして、毎年実施している。

向上のための取組みを推進します。		
イ SD 推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。		
ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。		

4-3 社会に対して

(1) 認証評価及び自己点検・評価

項 目	遵守状況	
① 認証評価 平成 16 (2004) 年度から、全ての大学は、7 年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。	○	日本高等教育評価機構の令和 4 年度大学機関別認証評価を受審し、機構が定める全ての評価基準に適合していると認定されている。なお、認定期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 7 年間となる。
② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革 (PDCA サイクル) の実施 教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。	○	内部質保証に関する方針に基づき、自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革を実施している。
③ 学内外への情報公開 自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。	○	令和 4 年度の自己点検・評価報告書を大学ホームページに公表している。 [自己点検・評価報告書] https://www.seisadohto.ac.jp/uploads/2022/04/jikotenken_2021.pdf

(2) 社会貢献・地域連携

項 目	遵守状況	
① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。	○	大学ホームページに研究者及び研究者の研究内容を紹介し、情報提供している。
② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。	○	地域連携推進センターを設置し、強化対策を実施している。
③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。	○	社会人入試を実施するとともに、事務局生涯学習課を設置し、生涯学習の場の提供を実施している。
④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組めます。	○	大規模災害に備えて、非常用の防災グッズや食料品を備蓄している。また、北広島市との連携のもとサブメジャー科目として防災・治水プログラムを開講している。
⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。	○	SDGs 宣言書を発出し、SDGs の達成に向けた取り組みを実施している。

4-4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

項 目	遵守状況	
① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。 ア 大規模災害 イ 不祥事 (ハラスメント、公的研究費不正使用等)	○	危機管理規程に基づき危機管理体制が整備されている。また、ハラスメントの防止に関する規程等や公的研究費の不正防止基本計画等により、迅速な対応が可能となっている。
② 災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。 ア 学生・生徒等の安全安心対策 イ 減災・防災対策 ウ ハラスメント防止対策	○	上記のほか、情報セキュリティポリシーを整備している。

エ 情報セキュリティ対策 オ その他のリスク防止対策		
③ 事業継続計画の策定に取り組めます。	○	経営改善計画を策定し、事業継続計画としている。

(2) 法令遵守のための体制整備

項 目	遵守状況	
① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取り組めます。	○	学内ポータルサイトに規程集を掲載し、法令等を遵守するよう周知している。
② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。	○	ハラスメントや公的資金の不正の通報・相談を受け付ける窓口を常設し、公益通報保護規程に基づき通報者の保護を実施している。

第5章 透明性の確保（情報公開）

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。

私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。

私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

5-1 情報公開の充実

(1) 法令上の情報公表

項 目	遵守状況
公表すべき事項は学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。 ① 教育・研究に資する情報公表 ア 大学の教育研究上の目的に関する事 イ 教育研究上の基本組織に関する事 ウ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事 エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）及び入学者の数、収容定員及び在学する学生数、卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事 オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事 カ 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっての基準に関する事 キ 校地、校舎等の施設及び設備その他の教育研究環境に関する事 ク 授業料、入学金その他の大学が徴収する費用に関する事 ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事 コ 教育上の目的に応じ、学生が修得すべき知識及び能力に関する情報 ② 学校法人に関する情報公表 ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書（経年比較等を活用） イ 寄附行為 ウ 監事の監査報告書 エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く） オ 役員報酬に関する基準 カ 事業報告書 1) 法人の概要（法人の目的、建学の精神と教育基本理念、学園の沿革、設置する学校及び学部・学科等、学校・学部及び学科等の学生数の状況、役員の概要、評議員の概要、教職員の概要） 2) 事業の概要（事業の背景と概要、主な事業の目的・計画及びその進捗状況）・主な事業の目的・計画及びその進捗状況	公表すべき事項及び寄附行為に定められている事項については、大学ホームページの情報公開に掲載している。 [情報公開] https://www.seisadohto.ac.jp/introduction/disclosure/ ○

(2) 自主的な情報公開

項 目	遵守状況
法律上公開が定められていない情報についても、積	○ 大学ホームページの情報公開に掲載して

極的に自らの判断により努めて最大限公開します。事例としては次のような項目があります。 ① 教育・研究に資する情報公開 ア 障がい学生支援 イ 成績・GPA・単位数状況 ウ 入学試験・入学前アンケート状況 エ 資格等取得状況 オ 学び実態調査・卒業時満足度調査状況 カ 課外活動等状況 キ 国際交流状況など ② 学校法人に関する情報公開 ア 中期的な計画 イ 経営改善計画 ウ 耐震化率及び耐震化完了計画		いる。 [情報公開] https://www.seisadohto.ac.jp/introduction/disclosure/
--	--	---

(3) 情報公開の工夫等

項 目	遵守状況	
① 上記(1)②及び(2)②の学校法人に関する情報については、Web 公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。	○	寄附行為第45条に規定している。
② 情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開します。	○	情報公開基本方針を令和6年6月1日付で制定し、大学ホームページの情報公開に掲載している。 https://www.seisadohto.ac.jp/20026/pdf/202406DisclosurePolicy.pdf
③ 公開方法は、インターネットを使った Web 公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。	○	多様な媒体を活用し、情報公開を実施している。
④ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。	○	情報内容、閲覧性、利便性など適宜見直しを行っている。